

# 令和元年度 第1回 北見市社会福祉審議会 資料

(令和元年8月29日開催)

## 1. 議題

- 1) 会長の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 2) 第4期地域福祉計画の策定の方向性について・・ 2～8頁

## 2. 報告

### 【保健福祉部】

- 1) 北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱  
の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10頁

### 【子ども未来部】

- 2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金  
支給事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11頁
- 3) 第2期北見市子ども・子育て支援事業計画の策定に  
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12頁
- 4) とん田保育園改築事業について・・・・・・・・・・ 13頁
- 5) 東保育園改修事業について・・・・・・・・・・・・・ 14頁

保健福祉部・子ども未来部

# 1. 議題

## 1) 会長の選任について

### 北見市社会福祉審議会委員名簿

令和元年8月9日現在

	選出区分	所 属	役 職 等	氏 名
1	民 生 委 員 児 童 委 員	北見市民生委員児童委員協議会	会 長	あかだ ひでとし 岡田 栄敏
2		北見市民生委員児童委員協議会	理 事	えの しゅんいち 江野 俊一
3		北見市民生委員児童委員協議会	理 事	ほりぐち もとむ 堀口 求
4		北見市民生委員児童委員協議会	理 事	はたけやま すくる 畠山 勝
5	社 会 福 祉 施 設 代 表 者	社会福祉法人 めぐみ会	施設長	もりや ひでかず 守谷 英和
6		社会福祉法人 川東の里	施設長	しまだ ひでお 島田 英夫
7		社会福祉法人 北の大地	理事長	すすき まさすえ 鈴木 正末
8	社 会 福 祉 関 係 機 関 代 表 者	北海道 北見保健所	室 長	さいとう たいいち 斎藤 泰一
9		北海道 北見児童相談所	所 長	わたなべ のりこ 渡辺 典子
10		社会福祉法人 北見市社会福祉協議会	会 長	わたなべ しんいち 渡部 眞一
11		北見市老人クラブ連合会	会 長	たかひろ みつぐ 高廣 貢
12		北見市心身障害者(児)団体連合会	会 長	しらはた ひろし 白幡 浩
13		北見市認可私立保育園連合会	園 長	みうら きちこ 三浦 佐智子
14		北見市私立幼稚園連合会	会 長	よしだ こういちろう 吉田 耕一郎
15		北見季節保育協会	副理事長	いしもり くにひろ 石森 邦裕
16	北見市北見自治会連合会	副会長	のぶた くにお 信田 邦雄	
17	学 識 経 験 者	学識者		こんの あつし 今野 敦
18		学識者		ひらの はるみ 平野 温美
19		学識者		しが かなこ 志賀 加奈子
20	公 募 に よ る 者	公募委員		てるい たもつ 照井 保

会長 副会長

【委嘱期間：平成30年5月24日～令和2年5月23日まで】

## 2) 第4期地域福祉計画の策定の方向性について

(保健福祉部総務課)

### 北見市におけるこれまでの計画策定経過

北見市地域福祉計画は、平成18年2月に「第1期計画」を策定し、その後の市町合併に応じた必要な見直しを加え、平成21年3月に「【改訂版】第1期計画」、平成23年3月に「第2期計画」、平成28年3月には「第3期計画」を策定した。

第3期計画の終期が令和2年度となっていることから、**令和3年度を始期とする第4期計画の策定が求められている。**

### これまでの計画で目指してきたものと計画の位置付け

これまでの地域福祉計画では、少子高齢化や人口減少、価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、個人が人としての尊厳をもって、**家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう、自助、互助、共助、公助があいまって支え合い、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指してきた。**

また、社会福祉法第107条を根拠に、まちづくり基本条例の趣旨を最大限に尊重し、条例、総合計画、市民協働推進指針との整合性を図りながら、**福祉分野における基本計画として位置付けてきた。**

### 最近の国の動向

厚生労働省の動向

厚生労働省では、「**地域共生社会**」の実現を**改革の基本コンセプト**に、その骨格として、**住民相互の支え合い機能の強化**、公的支援と協働して**地域課題の解決を試みる体制の整備**、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方への**包括的支援体制の構築**などが掲げられ、その具体化を進めている。



その一環として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、市町村がそれらの体制を整備するよう努めるものとされた。（平成30年4月1日施行）

一方、市町村において、高齢者や障がい者といった縦割り制度下で相談機関が制度横断的に対応すると、会計検査において補助金の目的外使用との指摘や各業務量を按分するなどの事務負担が生じていることから、令和元年5月16日に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が設置され、補助金のあり方など年内に報告書をまとめる予定となっている。

### 総務省の動向

また、総務省に設置された「自治体戦略2040構想研究会」では、平成30年7月に第二次報告が示され、2040年頃には若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されることを前提に、各自治体では、将来の住民と自治体職員のために現時点から既存の制度・業務を大胆に再構築する必要があると指摘。

自治体は、破壊的技術（AIやロボティクス、ブロックチェーンなど）を使いこなし、半数の職員数でも担うべき機能が発揮されるスマート自治体への転換や公共私それぞれの力が低下する中、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォームビルダー」への転換が求められており、また、業務プロセスや制度自体の複雑さや冗長性を取り除く必要があるなどと指摘している。

AI（人工知能） ロボティクス（ロボット工学） ブロックチェーン（分散型台帳技術又は分散型ネットワーク） プラットフォーム（土台や基盤） 冗長性（余分や重複がある状態）

第二次報告

### 新たな自治体行政の基本的考え方①

**労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足**

**人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要**

**スマート自治体への転換**

＜破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなすスマート自治体へ＞

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

＜自治体行政の標準化・共通化＞

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
- 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。

⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないかな。

＜現状＞

A市 B市

職員による事務処理

情報システム等

カスタマイズ＝個別投資

→

＜スマート自治体＞

A市 B市

AI・ロボティクスによる自動処理など

情報システム等の共通基盤（標準化）

労働力制約の下でも 重複投資をやめる

＜我が国の出生数の推移＞

総務省 HP より

**公共私によるくらしの維持**

＜プラットフォーム・ビルダーへの転換＞

- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。⇒ 自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。
- 公共に必要な人材・財源を確保できるように公による支援や環境整備が必要。

＜新しい公共の協力関係の構築＞

- 全国一律の規制を見直し、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能が求められる。

＜くらしを支える担い手の確保＞

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、人々のくらしを支えるために開ける新たな仕組みが必要。地域を基盤とした新たな法人が必要。
- 地方部の地縁組織は、法人化等による組織的基盤の強化が必要。

**社会福祉法改正の主な概要（平成30年4月1日施行）**

市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めるよう規定（法第106条の3第1項）。

厚生労働大臣は、前項に掲げる事業に関して、適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するよう規定（法第106条の3第2項）。

地域福祉計画の策定を任意から努力義務化するとともに、高齢者・障がい者・児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を計画に記載するよう追加（法第107条）。

社会福祉法（抜粋） 下線部分～平成30年4月1日施行の改正箇所

**（包括的な支援体制の整備）**

**第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。**

- （1） 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業**
- （2） 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業**
- （3） 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業**

**（市町村地域福祉計画）**

**第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。**

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項**
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項**
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項**
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項**
- （5） 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項**

**法第106条の3第2項の国指針の主な概要（厚労省告示第355号）**

「**住民に身近な圏域**」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制整備や、同じく「**住民に身近な圏域**」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備することに言及。

「住民に身近な圏域」とは、地域の実情に応じて異なるが、**例えば小学校区域、それが大きくなっている区域は自治会単位などと例示。**

**計画策定ガイドライン等通知の主な概要（平成29年12月12日付け厚生労働省通知）**

法第107条において、高齢者・障がい者・児童等の福祉の各分野における共通的な事項を計画に記載するよう追加したことにより、**いわゆる「上位計画」として位置付けていると補足説明。**

すでに策定している他の計画で、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、**重なる部分はその既定の計画をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされた。**

**以上を踏まえた計画の課題と策定の方向性**

基本的な考え方としては、**法改正等に応じた計画の整理、計画の策定及び今後の進捗管理などの事務負担軽減**を図っていきたい。

法第106条の3及び国指針により、「住民に身近な圏域」におけるコミュニティ施策の意味合いが強まったこと及びガイドラインで既定計画をもって地域福祉計画の一部と見なすことができるとされたことから、他計画と重複する部分は極力削除し、他計画に掲載されていないものなどを掲載するように整理したい（基本目標から整理する予定）。

基本理念及び基本目標は第1期から第3期までずっと変更なし。それ以降の基本施策・推進施策・推進事業は若干の変更と追加等がある。

指定都市及び中核市は、法第7条により社会福祉審議会を必ず置くものとされており、それらの市では社会福祉審議会が地域福祉計画を策定している例も多く、北見市も法定ではないが、常設の社会福祉審議会を条例設置していることから、社会福祉審議会が策定することとしたい（策定委員会を別途設置する事務負担軽減や見直しが必要となった際の迅速化等を期待）。

計画の進捗管理について、現在は毎年調書の作成を各課・社協に依頼し取りまとめているが、全市的に行っている事務事業評価と重複する部分があることから、事務事業評価を活用していききたい（各課の事務負担軽減や評価シートの成果指標や事業費などの活用により見直し時の見える化を図る。）。

課題把握及び意見募集については、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、住民センター単位（第3期は15地区）でやってきた住民懇談会は、各自治区単位程度としたい（懇談会は、小学校区ごとに住民組織などがある他市では行政と住民と一緒に地

域課題と解決策を考える場などになり得るが、その下地がない北見市では行政への陳情・要望の場になる可能性。担い手不足などの根本的な課題はすぐ解決できるものではなく第1期～第3期で大きな課題は把握。計画策定の基礎資料にすることが目的だが、2期目以降は計画の変更等がほとんどされていない。運営する策定委員及び事務局並びに参加団体の動員などの負担軽減も期待。

特定の団体等の課題や意見を聞きたいということであれば、2期目以降実施していない団体ヒアリングなどの活用も視野

ほとんどの自治体では、策定委員会等の開催は概ね5回～程度となっている。また、地域福祉計画は行政としてどういった方向性で施策を展開していくかを示す行政計画であり、その最終責任は行政にあることから、行政からある程度の素案を示しながら進めていき、概ね5回～程度になるようにしていきたい（策定委員及び事務局の負担軽減）。

北見市では、特に住民参加に重点を置き、会議の運営方法や素案づくりなど、あまり行政から示すのではなく、委員に委ねる範囲が大きかったことが開催数の多さにつながったものと思われる。

（北見市地域福祉計画開催回数）

第1期	策定市民委員会（16回） 小委員会（9回） 第1～3部会（延べ62回）	合計87回
第2期	策定委員会（6回） 小委員会（3回） 第～部会（延べ16回）	合計25回
第3期	策定委員会（7回） 小委員会（2回） 第～部会（延べ29回）	合計38回

（北見市における他の福祉計画開催回数）

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）	策定等委員会（7回）
障がい者計画（第2期）	委員会（6回） WG（5回） 合計11回
障がい福祉計画（第5期）	策定専門部会（4回）
子ども・子育て支援事業計画（第1期）	子ども・子育て会議（10回）
健康増進計画（第3期）・食育推進計画（第1期）	協議会（7回）

平成30年4月1日施行の法第107条第1項第1号の追加により、国ガイドラインで上位計画と位置付けられたことから、他の基本計画と同程度の計画期間とし、中間年度や社会情勢変化による弾力的な見直しをするなどに変更したい。

（北見市における他の基本計画の期間）

総合計画・基本構想	10年	男女共同参画基本計画	10年
環境基本計画	10年	行財政改革大綱	10年
住宅マスタープラン	10年	緑の基本計画	概ね20年
生涯学習推進基本計画	概ね10年	都市計画マスタープラン	20年
一般廃棄物処理基本計画	10年	公共施設マネジメント基本計画	20年

# 地域福祉計画の基本施策（方向性）にぶらさがる具体的事業の掲載イメージ例

## 奈良県橿原（かしはら）市の例

**主な取組① 地域福祉に関する情報の発信**  
 年代や行動形態などに応じた情報媒体の活用や、地域福祉に関心のない層に届くような工夫をすることにより、多くの地域住民に地域福祉に関する情報を届ける。

- ・市と社協の事業を分けて掲載
- ・主な事業のみ掲載

○橿原市の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
広報事業	広報「かしはら」の月1回の発行やホームページの作成、更新を行います。今後は、SNSの利用促進や属性（年齢・性別・趣味嗜好等）に応じた“おすすめ”情報が表示されるホームページのシステムの導入など、幅広い対象者に情報提供ができるよう工夫します。
出前講座	市職員、ボランティア、市民活動団体等の講師により、各種講座を実施します。参加者が増えるよう、庁内の各担当部署に工夫を呼びかけます。
健康と社会福祉の祭典	ふれあい・いきいき祭を開催し、地域福祉や健康などに関する情報発信・啓発活動を行います。引き続き、参加者が増えるよう、社会ニーズに合わせた内容の充実を図ります。

○社会福祉協議会の主な事業

具体的な事業	事業の概要・方向性
広報事業	社協だより「いきいき」（年4回）や会報誌（年1回）の発行、ホームページの更新（随時）を行います。子どもから高齢者まで幅広く情報提供できるよう広報内容を工夫します。
健康と社会福祉の祭典	市との共同により、ふれあい・いきいき祭を開催し、地域福祉や健康などに関する情報発信・啓発活動を行います。
啓発活動の実施	日常業務においてあらゆる機会を活用し、地域住民への地域福祉に対する啓発を行います。

## 大分県大分市の例

市役所と市社協が取り組むこと

①地域福祉への意識の醸成

- ・市と社協の事業をまとめて掲載
- ・担当部署欄で実施主体などを明記

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
A-1	赤い羽根共同募金	「赤い羽根共同募金」活動の支援を行い、寄付金を地域福祉推進のために役立てます。	福祉保健課
A-2	福祉副読本「ふくしの心」	小学校5、6年生を対象として思いやりの心の醸成やボランティア活動について考える福祉副読本「ふくしの心」を作成し、学校教材として使用します。	福祉保健課 (市社協)※1
A-3	大分市社会福祉大会	長年にわたり地域福祉の発展に尽力された方々を表彰するとともに、地域で社会福祉に携わる関係者が一堂に会し、より一層総力を結集し、大分市の社会福祉の更なる充実を目指すことを目的に開催します。	福祉保健課 市社協※2
A-4	福祉教育支援事業	小中学校に出向き、「福祉学習プログラム」を活用した体験型学習の支援を行います。	市社協
A-5	施設ボランティア体験事業	福祉施設などで短期的にボランティア活動を体験してもらい、ボランティア活動や地域福祉活動へのきっかけを提供します。	市社協
A-6	地域福祉活動の普及啓発	市社協の機関紙である「おおいた市社協だより」やホームページ、フェイスブックを用いて、住民の地域福祉活動への意識を高めることを目的として、大分市内の地域福祉活動や市社協の事業などを発信します。	市社協

※1 市社協へ委託  
 ※2 市と市社協の共催



## 岐阜県関市の例

ての市民を対象に福祉教育を推進します。	
①地域・家庭・職場による福祉教育の推進	
No.	第3期計画における取り組み
01	PTAなど地域組織への福祉教育の実施
<p>人権や地域福祉に対する理解の促進を図るため、家庭、地域、学校が連携しながら、保護者等を対象とした福祉教育を推進します。また、学校や地域で福祉教育を進めるための、地域住民が主体となった人材を養成・確保します。</p>	
<p>生涯学習課 福祉政策課 社会福祉協議会</p>	
<p>【具体的な事業の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育学校における講座の開催（生涯学習課）</li> <li>PTAを対象とした福祉に関する研修や講演会の開催のための支援（生涯学習課）</li> <li>活動事例を掲載したパンフレット等の作成（福祉政策課）</li> <li>福祉教育サポーターの養成（社会福祉協議会）</li> </ul>	
<p>【地域とともに進める取り組みの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域組織やPTAなどにおいて、人権や福祉に関する研修や講演会等を企画・実施</li> </ul>	
02	市内事業所の社会貢献活動の促進
<p>市内事業所の社会貢献活動を促すために、活動事例の紹介等を通じて啓発を行います。</p>	
<p>【具体的な事業の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報への定期的な活動事例の掲載（福祉政策課）</li> <li>県社協「企業のパートナーシップ窓口」と連携した啓発（社会福祉協議会）</li> </ul>	
<p>【地域とともに進める取り組みの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所において、地域の社会貢献活動に取り組み</li> <li>事業所は、ボランティア休暇等の制度導入により、積極的に従業員の社会貢献活動を支援する。</li> </ul>	

「第3期計画における取り組み」として、具体的な取り組みの内容と、その担当課となる所管（社会福祉協議会を含む）を掲載しています。

「具体的な事業の例」には、平成26年度現在実施している事業または実施を想定している事業を掲載しています。（計画期間中の進捗確認によって、新たな事業の実施や、既存の事業の廃止等も考えられます。）

・現在実施している事業等を例として掲載

## 広島県広島市の例

### 第4章 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

(社会福祉法第107条第1号)

社会福祉法第107条第1号の「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」には、具体的には、次の事項について定めることとされています。

- 地域における福祉サービスの目標  
地域の生活課題に関する調査、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービス量の調査、福祉サービスの目標量の設定
- 目標達成のための施策  
福祉サービスを利用する地域住民に対する相談支援体制の整備、要介護者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立、サービス評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保、サービス利用に結び付いていない要介護者への対応
- 利用者の権利擁護

これらについて、市は、福祉分野の個別計画において定めています。  
このため、地域福祉計画における社会福祉法第107条第1号に関する事項は、次のとおりとします。

- 高齢者に関することは、広島市高齢者施策推進プランに定めるとおりとします。
- 障害者に関することは、広島市新障害者基本計画に定めるとおりとします。
- 子どもに関することは、広島市新児童育成計画に定めるとおりとします。
- 健康づくりに関することは、広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」に定めるとおりとします。
- うつ病・自殺対策に関することは、広島市うつ病・自殺対策推進計画に定めるとおりとします。

・他の個別計画で定めている旨を明記し、地域福祉計画には具体的な事業を掲載しない。

## 2. 報告

### 1) 北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱の制定について

(保健福祉部総務課)

#### 北見市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱

(令和元年5月28日内規第3号)

#### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要等について、公正かつ中立な意見の聴取等を行うため、北見市地域公益事業等に関する地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会福祉法において使用する用語の例による。

#### (所掌事項)

第3条 協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げる事項のほか、必要に応じて次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (2) 地域の関係者による取組及び課題の共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、協議会が必要と認める事項

#### (委員等)

第4条 協議会の委員は、13名以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、北見市社会福祉審議会条例(平成18年条例第74号)第1条に規定する北見市社会福祉審議会の委員のうち、次に掲げる者及び福祉行政職員で構成する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉施設の代表
- (3) 社会福祉関係機関の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者

- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
  - 3 会長は、会議の議長となる。
  - 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人の担当者その他の委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

( 事務局 )

- 第6条 協議会の事務局は、保健福祉部総務課に置く。

( 補則 )

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和元年6月1日から施行する。

## 2) 北見市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について

(子ども未来部子ども支援課)

令和元年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、児童扶養手当を受給する未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額を推計し、臨時・特別の措置として支給する給付金を支給します。

### (1) 対象者

- ・次の3点を全て満たす方が対象となります。

令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母

基準日である令和元年10月31日現在において法律婚をしたことがない方

令和元年10月31日現在において事実婚をしていない方

### (2) 支給金額及び支給方法

- ・17,500円を令和元年11月分の児童扶養手当支給日(令和2年1月10日)に支給します。(基本的には口座振込)

金額の算定根拠

未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、  
控除額35万円×所得税率5%=17,500円となることを踏まえたもの

### (3) 請求受付

- ・令和元年8月1日(木)～令和2年1月6日(月)  
土日・祝日を除く。
- ・子ども未来部子ども支援課及び各総合支所保健福祉課で受付(郵送受付可)  
支給(不支給)決定通知書を12月以降に請求された方へ送付

### (4) 制度の周知

- ・広報きたみ8月号及び市ホームページ
- ・対象と思われる方へ児童扶養手当現況届の案内封書に同制度のリーフレット同封

### (5) 支給可否の通知等

- ・支給(不支給)決定通知書を12月以降に請求された方へ送付

### 3) 第2期北見市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(子ども未来部保育課)

「北見市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～令和元年度)について、本年度が最終年度となることから、令和2年3月までに「第2期北見市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

#### (1) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定する。

#### (2) 計画の基本的な考え方

現計画の基本理念である「親子の成長をみんなで支え、安心して子育てできる、子どもと親の笑顔があふれるまち北見」の実現に向け、国の基本指針に基づく5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育のほか、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

#### (3) 計画期間

令和2年度～令和6年度(5年間)

#### (4) 計画の策定体制

学識経験者や子ども・子育て支援に関する事業従事者などで構成する「北見市子ども・子育て会議」に意見を頂きながら策定作業を進める。

#### (5) 策定作業の経過と予定(主なもの)

平成30年11月 子育て支援に関するニーズ調査

令和 元年 5月 北見市子ども・子育て会議開催(年度内6回程度開催)

11月 第2期北見市子ども・子育て支援事業計画(素案)策定

12月 パブリックコメント(～令和2年1月)

令和 2年 3月 第2期北見市子ども・子育て支援事業計画策定

#### 4) とん田保育園改築事業について

(子ども未来部保育課)

とん田保育園は、昭和 56 年に建築した施設で、既に築 37 年が経過し、老朽化対策が課題であり、また、同じ西小学校区内の西保育園が本年度末(令和 2 年 3 月 31 日)をもって閉園を予定していることから、公的保育施設の適正配置の観点からも、公立保育園として現在地において改築を実施する。

##### (1) 施設の現況

所在地 とん田西町 316 番地 2 (敷地面積 2,026.79 m<sup>2</sup>)



構造等 木造平屋建て(建築年:昭和 56 年)  
延べ床面積 578.34 m<sup>2</sup>  
定員 80 人(H31.4.1 現在児童数 62 人)

##### (2) 改築事業の概要

建設予定地 とん田西町 316 番地 2 (現在地)  
施設規模等 保育所(定員 80 人想定)  
通常保育(0 歳から 5 歳)、障がい児保育、一時預かり保育

##### (3) 改築事業スケジュール(案)

・令和元年度) 基本・実施設計、現況測量、地盤調査、外構設計  
・令和 2 年度)  
・令和 3 年度) 園舎建設工事  
・令和 4 年度) 旧園舎解体工事、外構工事 供用開始(予定)

##### (4) 事業費

14,900 千円[令和元年度(平成 31 年度)事業分]

## 5) 東保育園改修事業について

(子ども未来部保育課)

東保育園は、昭和51年に市営高砂団地の1階部分に併設された東小学校区内の唯一の認可保育施設であり、近隣の教育・保育施設において未対応の0歳から2歳の低年齢児保育需要の高まりもあることから、旧きらりで使用していた保育室等を一部改修し、保育環境の拡充整備を行う。

### (1) 施設の現況

所在地 高砂町3番1号



構造等	RC造4階建の1階部分(建築年:昭和51年) 平成24年耐震改修済
延べ床面積	1,034.52㎡(旧きらり部分含む)
定員	60人(H31.4.1現在児童数56人)

### (2) 改修事業の概要

0歳児保育室、一時預かり保育室、乳児用遊戯室新設(定員70人想定)

### (3) 事業費

35,000千円[工事請負費]